

令和3年度岡山市移住プロモーション業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和3年度岡山市移住プロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 委託業務の目的及び概要

岡山市の災害の少なさや温暖な気候、交通結節点としての利便性の高さなどから「岡山市＝安全・安心で住みやすい都市」という認知度が全国的に高まり、平成25年度以降、様々な移住定住支援施策の取り組みを行っている。また新型コロナウイルス感染拡大を契機に、首都圏を中心にテレワークが普及、郊外や地方へ生活の拠点を移そうと、地方移住への関心が高まっている。

本事業は、20代後半から40代前半の東京圏及び大阪圏に在住している、自然のある子育て環境を望んでいたり、大都市圏の住みにくさ（通勤・孤独感）を感じていたりする単身世帯や就学前子育て世帯（以下「移住関心層」という。）をメインターゲットとし、岡山市の暮らしの多様な良さを発信し、岡山市への移住を促すことを目的として実施する。

4 業務内容

本業務の基本的な内容は、下記のとおりとする。

(1) コンセプトの構築及び実施計画の策定

- ①受託者は、本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定すること。
- ②本業務の目的を達成するため、移住関心層をメインターゲットに、岡山市の住みやすさや移住後の生活の多様性をどのように発信し、岡山市への移住の関心・意欲を高められるか、基本的な方針やコンセプト、各動画のテーマやイメージ等も含め、テーマの選定理由や根拠となるデータとともに提案すること。
- ③提案のコンセプト、動画の内容、広告の手法など、提案全般を通じて、おもしろさ、奇抜さ、斬新さなど、ターゲットの目を引くオリジナリティのある提案をすること。

(2) PR動画の制作

- ①(1)で提案する本業務におけるコンセプトのもとに、岡山市の暮らしの多様な良さをPRする動画を企画・制作すること。
- ②PR動画は1本あたり15秒から30秒程度で作成し、動画の総時間が2分30秒以上

であること。また、各動画のサムネイルを作成すること。

- ③PR 動画は単体で成立し、かつ、単体をつなげても PR 動画として成立すること。
- ④出演者等の選定及び交渉は受託者が行うこと。人物を出演させる場合は、岡山市在住者とする。また、撮影場所、撮影時間、クリエイター、出演者、音響効果、特殊効果等について工夫することとし、撮影する際に必要な調整及び許認可等の諸手続き等は、原則として受託者が行うこと。
- ⑤動画作成後は、動画データは WEB 上に掲載可能な形式（Windows Media Video 形式）で、パソコンや DVD プレイヤーで再生可能なファイルで DVD-R に保存し、作成した動画を一枚に収録したものを 10 枚納品すること。
- ⑥次のような市の特徴を盛り込んだ内容とすること。ただし、全ての特徴を盛り込む必要はない。

（種類の目安：必要性が高いものから◎・○・△と明示している）

◎	豊かな自然（海・山・川）と都市が近く、仕事にも遊びにも便利
◎	晴れの国（降水量 1 mm 未満の日が日本一多い）
○	人口当たりの幼稚園数 3 位（政令指定都市内で）
○	人口当たりの文化施設数 3 位（政令指定都市内で）
○	人口当たりの都市公園面積 2 位（政令指定都市内で）
○	人口当たりの体育施設数 6 位（政令指定都市内で）
○	人口当たりの百貨店・総合スーパー数 1 位（政令指定都市内で）
○	家賃の安さ 5 位（政令指定都市内で）
○	平均通勤時間の短さ 5 位（政令指定都市内で）
○	人口当たりの病院数 4 位（政令指定都市内で）
○	美味しい食べ物と水
○	SDGs 未来都市に認定（2018 年）
△	周辺エリアへのアクセスが良い
△	地震等の災害が少ない
△	仕事探しやすい

- ⑦その他、詳細については委託者と協議しながら作成するものとする。

※提案にあたっては、以下に掲げる「留意事項」に留意すること。

【留意事項】

- ・ホームページ、動画投稿サイト、SNS 等、多様な媒体で使用することを想定した内容とすること。
- ・提案内容は、グラフ、図、イラスト、写真、絵コンテなども使用してわかりやすく記載すること。
- ・動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

- ・天災その他の理由による再撮影等は、全て受託者の負担と責任において実施すること。
- ・制作する PR 動画の使用可能期間も含めて提案すること。なお、使用期限を限ることなく使用できる提案を希望する。

(3) 効果的な情報発信の実施・ウェブサイト誘導（提案見積額の 5 割以上の額を当該業務に使用すること）

- ① (2) で制作した PR 動画について、移住関心層に対する効果的な情報発信の手法を提案・実施すること。
- ②年齢、性別、地域、ジャンル等のインターネット広告のターゲット設定を委託者と協議したうえで配信し、岡山市に移住・定住するための情報サイト「おかやま生活」(<https://okayama-life.jp/>)（以下「ウェブサイト」という。）に誘導をすること。また、PR 動画のテーマに合わせて、移住関心層が知りたいと思うウェブサイト内のページに誘導をすること。
- ③ウェブサイトの目標ページビュー数を想定（ウェブサイトの目標ページビュー数は (5) に掲げるとおり最低 43 万回以上を目標とすること）のうえ、インターネット広告を実施すること。
- ④利用媒体について、SNS や YouTube 等を想定しているが、上記目標を達成するために最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。また、媒体毎にどのくらい広告費を配分するか、その配分理由も併せて明確にすること。実際に利用する媒体及び広告費の配分については、提案内容を踏まえて、受託者と協議のうえ、決定する。
- ⑤動画広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。
- ⑥広告の配信時期については、協議の上決定すること。また、ウェブサイトの目標ページビュー数を達成するための広告配信スケジュールを提案すること。
- ⑦その他、本業務を通して、メディアとのタイアップや情報発信力のあるデジタルサイネージ等を活用するなど、岡山市の認知度向上や移住に繋がる効果的な情報発信手段も検討すること。

(4) 独自提案

- ①上記 (1) ～ (3) の実施と連動し、本業務の目的を達成するために有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ②提案の際には、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に示すこと。

(5) 効果測定

- ① (3) において実施する情報発信等について、広告の表示回数、クリック数、スキップ数、動画の視聴回数、ウェブサイトへの誘導数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等分析数値等を報告すること。また、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を岡山市と協議し実施すること。
- ② ウェブサイトの目標ページビュー数は、委託期間中に最低 43 万回以上を目標とする。目標を想定する際には、その根拠を示すこと。
- ③ (4) 独自提案の実施による結果や効果等を報告すること。
- ④ 岡山市の認知、関心、移住意欲の向上へ与えた影響について必要な調査を提案・実施し、その内容を事業終了時の報告書にまとめ、提出すること。
- ⑤ 本事業を通じた広告効果を算出し、報告すること。

5 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、岡山市との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

6 協議

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。
- (2) 岡山市が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

7 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

8 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務委託範囲内で製作した成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において製作した成果物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権，氏名表示権，同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で製作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人，キャラクター，音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等，必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権，パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料，履行方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において，第三者からの権利の主張，損害賠償請求等が生じたときは，受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに，岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 法令・条例等の適用

受託者は，業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し，これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 岡山市個人情報保護条例
- (3) その他の関係法令

10 秘密の保持

- (1) 受託者は，業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し，又は岡山市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は，業務の遂行にあたっては，「岡山市個人情報保護条例」に準じて取得した個人情報はその取扱いに最大限の注意を払うこと。

11 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

12 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに岡山市に返還しなければならない。

13 業務報告書

- (1) 受託者は、本業務終了時に岡山市に業務報告書を提出すること。提出する報告書は、すべて A4（一部 A3 可）にて作成し、1 部提出すること。合わせてウイルス対策ソフトにより検査した上で、電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM）による報告書データも 1 部提出すること。
- (2) 制作したウェブサイトデータを収めた DVD-ROM を 1 枚提出すること。
- (3) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、岡山市と協議の上、報告すること。

14 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に岡山市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示しその承認を得ること。
- (5) 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (6) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (7) 本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて

受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わないものとする。

- (8) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。